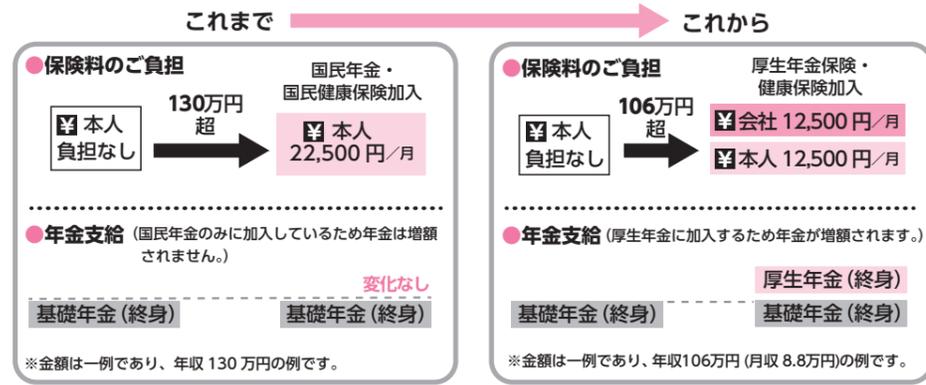


図表1 配偶者の扶養の範囲内でお勤めの方の事例



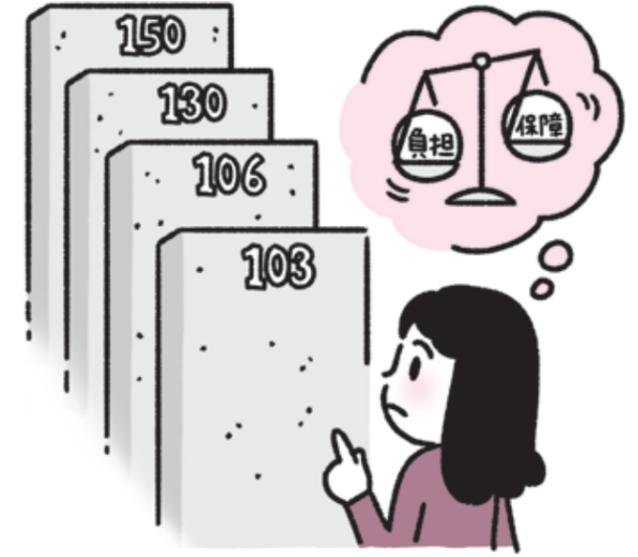
で年金の保障が上乗せされ、傷病手当金や出産手当金などの医療保険も充実します。103万円、106万円、130万円、150万円と年収の壁が増えたため、再就職する前に、ふたりのライフスタイルを話し合い、どの範囲内で働くのか、将来の保障までしっかりと考えておきましょう。

特集

年収の壁が変わる今、再就職を考えたい！

女性が自分らしく働くには？

令和4年10月から、配偶者の扶養の範囲内で仕事をする人に対する年金・医療保険の制度が改正され、「年収の壁」が変わりました。共働き世帯や子育てしながら働き続ける女性が増加するなか、パートで働く女性は、年収や働き方について考える必要がでてきています。子どもを預けて再就職をしたいと思っている人は、これからどう働くかをイメージしてみましょう。



私の働き方 あるある!

パリの企画運営委員さんに、お仕事や働き方について体験談を聞いてみました!

正社員

★当時は結婚や出産で退職し専業主婦になる女性がほとんどでしたが、私は働き続けたかったので、働き続ける女性の多い職場を選びました。育児休業の制度もなかったので2カ月から保育室や保育ママ、そして1歳から保育園に預けて定年まで勤務しました。(70代)

個人事業主

★個人事業主の産前から子どもの就学前までの保障の薄さはあまり知られていませんが、個人事業主は「出産手当金」と「育児休業給付金」の対象になっていません。うちは夫婦で個人事業主なので産休・育休なども無く、第一子出産時も夫は仕事を継続し、私も産後3カ月で事業を再開しました。それに加え個人事業主の保育園の入所指数は一般的な会社員より不利になっています。(40代)

パート

★やりたかった仕事に就き、28年間フルタイムで突っ走ってきた毎日。何のために働いているのが見えなくなり、退職して半年ほどのんびりしていたら、前職の上司からパートで働かないかと声をかけてもらいました。収入は少なくなりましたが、今の仕事は私の天職であり最高に幸せです。(50代)

個人事業主

★長男が小学校に上がるのを機に勤めていた会社を退職し(いわゆる小1の壁)、フリーランスで好きな仕事を続けることにしました。最初は不安ばかりでしたが、助けあえる良いパートナー事業主にも出会え、収入は不安定ながらも正社員時代の給与以上になり、子育てを優先しながらできるこの仕事を諦めなくて良かったと思っています。(40代)

●パートやアルバイト、正社員、個人事業主 それぞれの働き方のメリット・デメリット●

パートやアルバイト	正社員	個人事業主
<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 時間の融通が利くので、家事や子育てしながら社会と繋がれる <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 任せてもらえる仕事に制限があるので物足りない 扶養範囲内の場合、収入に制限がある 	<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> キャリアを積めて、転職にも有利 教育制度や福利厚生が充実している <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 時間の拘束があり、家族や子どもと過ごす時間が少ない 責任の範囲が広くて重たい 	<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 働き方を自分自身で決められる 得意で好きなことを仕事にできる <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 休みが取りづらく、年中仕事している感じ 公的な補助が手薄い

年金・医療保険制度の改正で
年収106万円の壁ができた

出産後の再就職！
考えておくべき「お金」のこと

子どもが幼稚園・小学校に入る年頃になると、そろそろパートやアルバイトで働きたいと考える女性は少なくないでしょう。実はここ数年で税制改正があり、配偶者の扶養の範囲内で働くこととされている人に対する年収の壁と年金・医療保険の仕組みが変わってきています。

令和2年から、配偶者控除を受けられる範囲が年間の合計所得金額38万円以下から48万円以下に変更されました。しかし、給与所得控除が65万円から55万円に引き下げられたため、変更後も合計額は103万円。パートやアルバイトの給与と年収の場合、妻の年収103万円以下なら、夫の所得税・住民税が軽減され(夫の年収に制限あり)、妻の所得税は非課税。年収103万円を超えると、妻の所得税はかかりますが、夫の年収によっては、150万円までの年収については、150万円まで

子どもが幼稚園・小学校に入る年頃になると、そろそろパートやアルバイトで働きたいと考える女性は少なくないでしょう。実はここ数年で税制改正があり、配偶者の扶養の範囲内で働くこととされている人に対する年収の壁と年金・医療保険の仕組みが変わってきています。

令和2年から、配偶者控除を受けられる範囲が年間の合計所得金額38万円以下から48万円以下に変更されました。しかし、給与所得控除が65万円から55万円に引き下げられたため、変更後も合計額は103万円。パートやアルバイトの給与と年収の場合、妻の年収103万円以下なら、夫の所得税・住民税が軽減され(夫の年収に制限あり)、妻の所得税は非課税。年収103万円を超えると、妻の所得税はかかりますが、夫の年収によっては、150万円までの年収については、150万円まで

配偶者特別控除の満額(38万円)対象となり、実質的な影響はありませんでした。

一方、今までは配偶者扶養を受けている妻の年収が130万円を超えると、国民年金・国民健康保険への加入が義務づけられ、保険料の負担が発生しました。しかし令和4年10月から社会保険の適用対象が変わり、以下の条件を満たすと、勤務先の社会保険への加入義務が発生し、厚生年金保険・健康保険の保険料を支払わなければなりません(図表1)。

- ①週の所定労働時間が20時間以上
- ②月額賃金が8.8万円以上(年収約106万円)
- ③2カ月を超える雇用の見込みあり
- ④学生ではない
- ⑤従業員数101人以上の勤務先(令和6年10月以降は従業員数51人以上に拡大)

保険料がパートやアルバイト収入から天引きされ、手取り収入は減りますが、厚生年金も受け取れること